

8月大雨被災者支援制度

8月の大雨により多大な被害を受けた方については、被害の状況に応じて支援が受けられます。
それぞれ要件がありますので、該当すると思われる方は、お早めに担当までご相談ください。

建物被害 支援金

【支援内容】 住家床上浸水：10万円 住家床下浸水：5万円
【申請方法】 申請書・罹災証明書・その他の必要書類を総務課窓口へ提出
【申請期間】 9月21日（水）～11月30日（水）まで
問 総務課 人事行政班 ☎：0173-22-2111（内線271）

被災農家 支援金

【支援内容】 支援金（世帯割）：1戸当たり1万円
支援金（面積割）：【りんご】10a当たり5万円、
【主食用米・飼料用米・大豆・その他作物】10a当たり1万円
【申請方法】 被害申告された方に交付申請書兼請求書を郵送いたしますので、必要書類を産業課窓口へ提出
【申請期限】 令和5年3月31日（金）まで
問 産業課 農業振興班 ☎：0173-22-2111（内線291～293）

収入減少農家 各種税・保険料 減免

【支援内容】 住民税、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料を減免
【対象】 8月大雨被害により、過去3年間の農業に係る平均収入※に対して30%以上の減収となる農家
※後期高齢者医療保険料は5年
【申請期間】 11月1日（火）～12月28日（水）まで
問 【税 関 係】税務会計課 税務相談班 ☎：0173-22-2111（内線121・122・125）
【保険料関係】健康保険課 国保介護班 ☎：0173-22-2111（内線142・143）

固定資産税 減免

【支援内容】 災害により被害を受けた家屋に係る固定資産税を減免
【申請方法】 申請書・罹災証明書を持参のうえ、税務会計課窓口で申請
【申請期間】 11月30日（水）まで
※被害の程度によっては、該当しない場合がございます
問 税務会計課 税務相談班 ☎：0173-22-2111（内線122・125・126）

上下水道料金 減免

【支援内容】 9月分（8月中使用分）の水道基本料金およびメーター使用料、下水道基本使用料を減額
【対象】 8月大雨被害を受けた住家・倉庫等に床上・床下浸水被害を受けられた方
【申請方法】 罹災証明（総務課にて発行）および認印を持参のうえ、窓口で申請
【申請期限】 10月21日（金）まで
問 建設整備課 上下水道班 ☎：0173-22-2111（内線284）

8月大雨被害に対し支援をいただきました



8月に降った大雨により、鶴田町は建物への浸水や農作物など甚大な被害に見舞われました。
その被害に対し、9月22日にふるさと鶴田会（左）と、9月27日に青森県市町村振興協会（中央）より、災害見舞金をいただきました。
また、9月30日には鶴田町内の郵便局【鶴田・水元・胡桃館】（右）が合同で災害対策用タオル500枚を寄贈していただきました。

8月大雨被害に関する住家等の罹災証明書申請受付中

町では、8月の大雨により住家等（住家および住家に付随する車庫、小屋など）が浸水被害に遭われた方へ、被害の状況を証明する「罹災証明書」の発行しています。

罹災証明書は、加入している各種保険や、各種支援を受けるために必要となりますので、浸水により住家等が被害を受けられた方は、総務課人事行政班までお願いします。

罹災証明書発行の流れ

町に被害状況を確認された方

被害状況の確認をされていない方

下記お問い合わせ先までご連絡ください。
後日、被害状況の確認にうかがいます。

罹災証明書を申請（総務課窓口で受付）

対象 ・居住、所有していた建物が被害を受けた方
・住居以外の建物等が被害を受けた方

罹災証明書を発行

■問い合わせ先：鶴田町大雨警戒対策本部（総務課内）TEL：0173-22-2111（内線271）



「宝くじ助成金」により 消防団員用雨衣を整備しました

一般財団法人自治総合センターでは宝くじの社会貢献広報事業として「コミュニティ助成事業」を行っています。今年度、鶴田町消防団では、この助成事業を活用し、100着の消防団員用雨衣（クーちゃんマーク入り）を整備しました。

これにより、雨天時の出勤による、活動時の疲労軽減や作業効率化、反射材を使用した視認性の高いデザインにより、団員の安全を確保し、公務災害防止の効果が期待できます。

また、鶴田町消防団では新入団員を随時募集しています。新入団のご希望など、お気軽にお問合せください。



■問い合わせ先：鶴田町消防署 消防団担当 TEL：0173-22-2131